

有給長期インターンシップ・就業体験事業運営業務 受託候補者特定基準

項目・審査の観点	配点	
	大項目	小項目
【事業目的の理解度】	5	
○ インターンシップに関する課題とその対策について ・ インターンシップ全般に関する現状とその課題について十分な見識を有し、本事業に必要な対策が提起されているか。		5
【業務の実施方針】	65	
① コーディネート業務 ・ 当インターンシップの広報について、夏季・春季ともに、学生の応募に結びつくような提案となっているか。 ・ 学生・企業間の受入マッチングに係る調整に必要な能力を有しているか。		40 (20) (20)
② 参加学生支援業務 ・ 参加学生支援業務の内容は適正な提案となっているか。		20
③ 個人・企業情報の取扱いについて ・ 個人・企業情報が漏えいすることのないよう、十分な対策が講じられているか。		5
【業務の実施体制等】	30	
① 実施体制について ・ 業務を進めるための実施体制が整っているか。		20
② 類似業務の実績 ・ 類似業務の実績として学生や若者に対する就職活動又はインターンシップに関する支援の実績をどれだけ有しているか。		10
合 計	100	100

【留意点】

- ※ 審査委員会での審査及び評価の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。
ただし、最高得点が、本市の求める最低限の水準（100点中60点）に達していない場合は、この限りではない。
- ※ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。
- ※ 大項目において0点の項目が1箇所でもある場合、その提案は無効とする。